

令和8年4月15日

株主各位

東京都港区芝三丁目24番21号三和ビル5階
エム・セテック株式会社
代表取締役 李正吉

剰余金の配当に関する基準日設定公告

当社は、令和8年4月30日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿上の株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

以上